

産業廃棄物収集運搬情報票の使用について

1 はじめに

平成17年4月1日より産業廃棄物を運搬する車両には、書類の携帯が義務付けられます。

これまで、収集運搬業者による産業廃棄物の運搬や、産業廃棄物を排出した者自らが運搬するいわゆる自社運搬により、産業廃棄物を中間処分場などに運搬する場合には、産業廃棄物管理票(いわゆるマニフェスト)を使用し、運搬する車両に携帯していました。

今回、自社運搬で自社の資材置き場まで産業廃棄物を運搬する場合のように、これまでマニフェストの携帯が義務付けられていなかった運搬においても、積載している産業廃棄物の種類や量など記載した書面の携帯が義務づけられました。

携帯すべき書面の様式は、法律に定めはありませんが、法規定に則った標準様式を作成しましたので、業務にお役立て下さい。

2 使用にあたっての注意事項

- ・ 産業廃棄物の運搬にあたってマニフェストを使用(携帯)している場合は、改めてこの情報票を携帯する必要はありません。
- ・ この情報票は、マニフェストの使用を代替えるものではありません。産業廃棄物収集運搬業者や自社運搬で産業廃棄物を中間処分場に運搬する場合など、本来マニフェストの使用が義務づけられている運搬行為には、必ずマニフェストを使用して下さい。
- ・ この情報票に関するお問い合わせは次のとおりです。

山梨県森林環境部環境整備課産業廃棄物担当

電話 055 - 223 - 1518

産業廃棄物収集運搬情報票(記入例 混合廃棄物の運搬の場合)

事業者名(運搬者)	氏名又は名称	○× 土木株		
	住所	甲府市○× 町1-2-3		
運搬する産業廃棄物の種類	普通	燃えがら 廃酸 <input checked="" type="checkbox"/> 紙くず 動植物性残さ ガラス・陶磁器くず 家畜のふん尿 その他()	汚泥 廃アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 木くず ゴムくず 鋳さい 家畜の死体	廃油 廃プラスチック類 繊維くず <input checked="" type="checkbox"/> 金属くず がれき類 13号廃棄物
	特管	引火性廃油 強酸(有害) 感染性廃棄物 指定下水汚泥 廃油(有害) 廃アルカリ(有害) その他()	引火性廃油(有害) 強アルカリ PCB等 鋳さい(有害) 汚泥(有害) ばいじん(有害) その他()	強酸 強アルカリ(有害) 廃石綿等 燃えら(有害) 廃酸(有害) 13号廃棄物(有害) その他()
数量	8 (単位:m ³)	積載日	平成17年4月1日	
積載場所	名称	○× 邸解体工事現場		
	住所	甲府市×× 町123 (連絡先) 090-0000-0000 (現場監督)		
運派先	名称	△○クリーン株		
	住所	甲府市△○ 町123 (連絡先) 055-000-0000		
(備考)				